

2. やむを得ず日程変更や中止をする場合の手続き（図表）

※ 天災、インフルエンザの流行等、不可抗力による理由を除き、原則日程変更や中止は認められません。

天災等の非常事態発生

- 交通機関の運休による中止や延期の場合、各被派遣者におかれましては、交通機関より運休（中止）証明書を取得してください。
- 天災等の影響等を受けて急な日程変更や中止が生じた場合、交通・宿泊手配のキャンセル手数料、手配変更手数料については計上が認められますが、未使用のチケット代等の計上はできません。キャンセル及び振り替え手数料等の計上が生じる場合は、内訳や算出根拠が分かる資料の取得をお願いいたします。
- すでに発生している実費（機材のレンタル費用等）がある場合は、事務局まで御連絡ください。
- 実施を行っていない日に対しての出演料・人件費等は計上を認められませんので予め御了承いただきますようお願いいたします。

実施校と連絡をとり、予定する日程での実施の可否を判断。
併せて「延期」「中止」「判断保留」のいずれとするかを相談。

延期・判断保留

中止

延期・変更後の日程の調整ができた

延期・変更後の日程が現時点では決められない

■以下の内容をメールで事務局へ共有いただきます。

- ①実施校名
- ②公演団体名
- ③実施予定日
- ④判断保留の状況である旨の記載
※現在の状況や今後の見通し

やむを得ず中止することになった

日程調整し、実施日程が決まった

■以下の内容をメールで事務局へ御連絡ください。

- ①実施校名
- ②公演団体名
- ③変更前の日程
- ④変更後の日程
- ⑤日程変更の理由

■以下の内容をメールで事務局へ御連絡ください。

- ①実施校名
- ②公演団体名
- ③変更前の実施予定日
- ④変更後の日程
- ⑤日程変更の理由

■以下の内容をメールで事務局へ御連絡ください。

- ①実施校名
- ②公演団体名
- ③中止となる日程
- ④中止の理由

連絡先
（事務局）

舞台芸術等総合支援事業（学校巡回公演）担当
メールアドレス：j5-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp